

## 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方 答申概要

市は、平成 20 年 4 月に「なごや子ども条例」を施行し、子ども・若者・子育て支援施策を推進してきた。個々の施策領域では成果が生まれているものの、社会環境の変化は大きく、多様化・複雑化する子ども・若者・子育て家庭を取り巻くすべての諸問題が解決・解消に向かっているとは言えないのが現状である。

こうした状況を打破し、子ども・若者・子育て家庭が幸福感を持って生活できることを願い、答申の趣旨を受けとめて計画が策定され、「なごや子ども条例」の理念の実現に向け、施策が推進されることを期待したい。

## 1 計画策定の考え方

## (1) 計画の趣旨、計画の位置づけ

- 子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子ども条例第 20 条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定する
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画として策定する
- 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」として位置づける
- 子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえる
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、推進につとめる

## (2) 計画の期間

計画期間を令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間とすることについては、施策・事業をより具体的に実施していく観点からも適当であると考えている。5 年間に実現すべき具体的な施策を盛り込んだ計画として策定することが望まれる。

## (3) 計画の対象

「すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会」を次期計画の対象とすることは適当と考える。

## (4) 計画の基本的な視点

- ア 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点
- イ 当事者参画の視点
- ウ さまざまな困難の予防、早期発見・早期対応の視点と、一人ひとりの発達に応じた支援の視点
- エ 支援を必要とする対象につながるための情報提供やアウトリーチの視点
- オ 名古屋市の資源や相談・支援ネットワークの活用・充実をはかる視点

## 2 めざす姿

(1)めざす姿	現行計画策定時に20年後のめざす姿を設定したことから、継続性を鑑み、次期計画においてもこれを基本とし、対象それぞれの望ましいあり方を設定していくことは適当と考える。
(2)めざすまちの姿	なごや子ども条例の理念を尊重し、「子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちなごや」を柱とすることが望ましい。

## 3 現状と課題

的確な現状把握のもと、課題解決に向け、施策を推進していくことが望まれる。

## 4 施策・事業

### 施策一覧

(1)	子どもの権利を守り生かすことへの支援	(11)	多様な働き方に対応できる環境整備の促進
(2)	子どもの健康の支援	(12)	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
(3)	居場所と安全の支援	(13)	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
(4)	学びの支援	(14)	児童虐待等への対応
(5)	多様な交流と体験の支援	(15)	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
(6)	子ども・親総合支援	(16)	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
(7)	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	(17)	社会的養育が必要な子どもへの支援
(8)	経済的負担の軽減	(18)	障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援
(9)	地域全体での子育て支援	(19)	外国につながる子どもとその家庭への支援
(10)	子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	(20)	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

## 5 子ども・子育て支援事業計画

「子どもに関する総合計画」は子どもの健やかな育ちを支援するための大きな方向性を示す計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」における量の確保においても、その方向性を同じくすべきものであることから、両者を一体とした計画として策定していくことが望ましく、法に定められた事業の量の確保について記載するにあたっては、施策に記述された質の確保等の方向性についても十分留意しながら、策定されることを期待する。